



発行 新潟県  
**第 79 号**  
 平成27年10月13日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1321 道路の区域変更（道路管理課）
- 1322 道路の供用開始（道路管理課）
- 1323 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 1324 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1325 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市赤玉字鳥越 1032 番 1 から	新	9.2～39.0メートル	115.8メートル
同市赤玉字鳥越1029番 1 まで			
	旧	6.0～39.0メートル	115.8メートル

◎新潟県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市赤玉字鳥越1032番 1 から同市赤玉字鳥越1029番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月13日

◎新潟県告示第1323号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を

取り消した。

平成27年10月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成27年7月10日	小林 正	二級建築士	第12990号	死亡
平成27年8月17日	岩島 房次	二級建築士	第4145号	申請

◎新潟県告示第1324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月13日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成27年9月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市中央1丁目265-21の内、 265-26の内、265-27の内	5.00	47.59

◎新潟県告示第1325号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月13日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成27年9月30日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市水島町893番4	4.95	30.99